

第2章

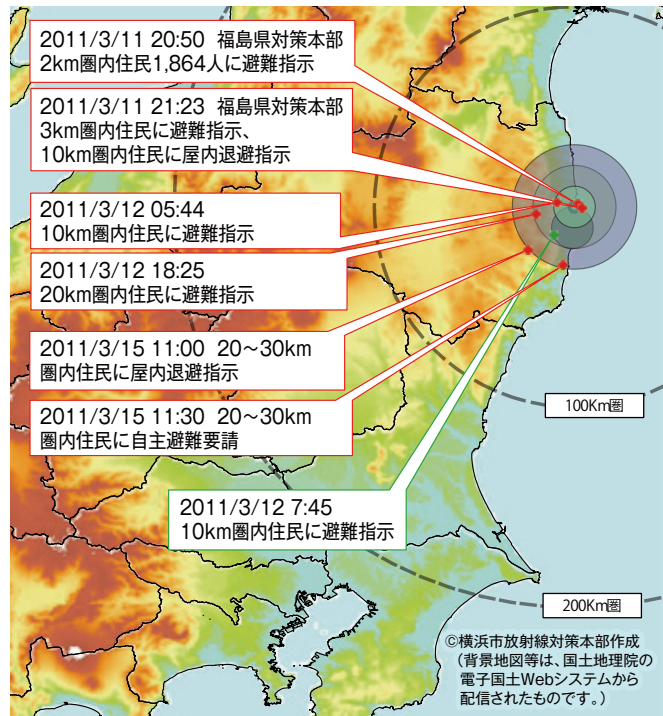
本市が実施した放射線対策の概要(事故後の初期対応から)

※東電福島第一原発事故発生から平成24年12月末までの主な経過は [参考1](#) (P.21~) のとおり

1 東日本大震災発災当初の出来事

(1) 原発事故後の避難指示拡大

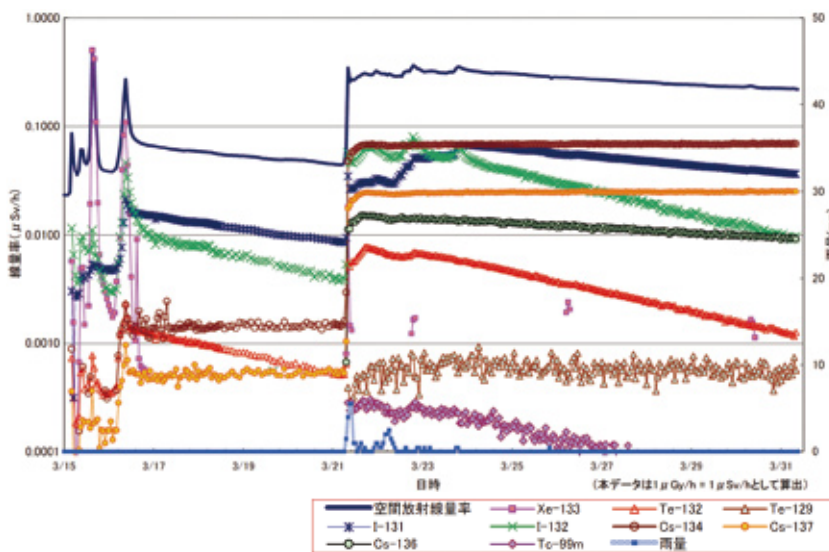
平成23年(2011年)3月11日(金)14時46分 宮城県沖を震源とする大地震の発生と、その後の津波等によって東電福島第一原発の各原子炉は、非常用電源を喪失し、非常用炉心冷却装置が停止した。同11日の夜、東電福島第一原発から3km圏内の住民に対する避難指示、10km圏内の住民に対する屋内退避指示が出された。12日(土)早朝からの弁の開放(ベント)や1号機建屋水素爆発などにより、放射性物質が外部に放出され、住民への避難指示等が順次拡大されていった。



(2) 横浜市への放射性プルーム到達

3月14日(月)、15日(火)の3号機、4号機の建屋爆発、ベント等によって飛散した放射性物質を含んだ気流(放射性プルーム)は、3月15日(火)、16日(水)には関東地方にも到達し、各地のモニタリングポストの測定値が上昇した。横浜市でも、15日早朝から上昇し始めたモニタリングポスト(磯子区滝頭 環境科学研究所 地上23m)の測定値が、最大で事故前平均(平成22年の平均値0.022 $\mu\text{Sv/h}$)の7.5倍程度(最大計測値3月16日午前6時 0.15 $\mu\text{Sv/h}$)となった。

3月21日(月)に、第2のプルームが到達した際には、降雨と重なり、この雨で落下した放射性セシウムは横浜市域の地面等の環境中にも沈着した。



日本分析センター(千葉県稲毛市)における空間放射線量率等

出典: 日本分析センターホームページ

グラフは、千葉県稲毛市にある、日本分析センター(震災以前からの、文部科学省による日本の環境放射線測定事業の主軸となってきた検査研究機関)での観測データである。

一番上の紺色のラインが、空間 γ 線量を表すグラフであり、3月15日、16日で何度か上昇と下降を繰り返しており、この時、放射性プルームが到達し、そして通過していったことを示している。

そして、21日に再び上昇し、今度は高止まりしている。この21日には、ちょうど、放射性プルームの飛来時に雨が降っていることが、降雨を示す一番下の青い四角をつなぐラインのグラフから読み取れる。21日以降の空間 γ 線量の高止まりは、降雨によって、地域の環境に沈着(湿性沈着)した放射性セシウムの影響が主な原因と考えられる。この研究所のある千葉県に比べ、横浜市への放射性物質飛散・沈着量は少ないことが知られているが、現象としては横浜市でもこれと類似のことが起こったものと考えられる。

2 横浜市内での放射線対策の初動(状況判断・相談対応)

(1) 問合せ・相談の増加

平成23年(2011年)3月12日(土)から拡大した避難指示を受けた、あるいは自主的に避難を判断した避難者自身や避難者を受け入れる家族、知人等からの、横浜市役所への問合せが、週明けの3月14日(月)に、各区等に入り始めた。

【内容:現地での被ばく状況や安全性に関する不安相談、避難者のスクリーニング検査の希望、避難者受け入れにあたっての留意事項、公の避難者受け入れ施設など】

また、放射性プルームの到来により、関東地方でも3月15日、16日に放射線量が上昇したため、市内の放射線量とその影響を心配する市民からの問合せ・相談が急増した。

【内容:「横浜の放射線量はどのくらいか、それは危険ではないか」、「窓を空けて大丈夫か」、「雨は大丈夫か」、「妊婦・子どもへの危険はないか」、「布団や洗濯物を干しても大丈夫か」、「水や食物は大丈夫か」、「安定ヨウ素剤が欲しい」など】

(2) 情報収集・状況判断・相談対応開始

市民や避難者からの問合せを受けた区等からの問合せが、健康福祉局健康安全課 健康危機管理担当に寄せられ、保健所としての安全確認や不安相談対応のための情報収集・共有が必要となり、初動時点で次のような情報収集、確認等を行った。

- 経済産業省、文部科学省、原子力安全保安院や現地のオフサイトセンターなどの複数課、神奈川県、福島県などに照会し、現状と対応に関する情報収集を行った。
- 東京都、神奈川県下等の複数設置されていたモニタリングポストや横須賀の海洋モニターのデータを時々刻々参照し、横浜市のモニタリングポストの測定データと併せて、市内の安全レベルの確認を行った。
- 政府や東京電力株式会社の発表・記者会見、新聞・テレビ・インターネット上のニュース、各種のホームページ(首相官邸・各省庁・各学会・放射線医学総合研究所や日本分析センター他の各研究機関のページ等)、その他様々、可能な限り日々参照し、市域の状況判断、基礎知識の参考とした。

また、これらの情報を元に、メールやQ&A集等により区局の保健所関係課、健康福祉局内各課、横浜市コールセンター、災害対策本部等に共有し、一体となって相談対応を行った。

最初の5日間(3月14日(月)~18日(金))の相談件数は、区の福祉保健課・生活衛生課と、局保健所(健康安全課他)対応分だけで、350件を超える。

(3) モニタリングポスト測定値の公表開始

3月15日、環境創造局では、事故前から経時的測定を行っていたモニタリングポスト(磯子区滝頭、地上23m)の1時間毎の測定値のホームページ公表を開始した。(3月17日からはモバイル版公表も開始)

(4) 専用電話相談窓口の設置

3月23日には、専用の相談ダイヤル「放射線に関する健康・食品電話相談窓口」を設置した。この専用ダイヤルも含めた主に保健所関係(各区健康づくり係・生活衛生課、局保健所)のみの集計で、平成24年3月31日までに5,000件以上の相談に対応した。(ここに水道局・教育委員会・こども青少年局・環境創造局等や、横浜市コールセンターへの件数は含まれていない。)

「放射線に関する健康・食品電話相談窓口」等の相談対応

- 相談対応開始 : 平成23年3月14日~
- 放射線に関する健康・食品電話相談窓口の設置(専用電話) : 平成23年3月23日~



相談件数

平成23年3月14日 ~ 平成24年3月31日 **合計 5,061件**

平成24年4月1日 ~ 平成24年12月31日 **合計 604件**

避難者等のスクリーニング検査について

原発事故直後から、福島県やその近県で、原発事故被災者に対し、被ばく状況の確認と、不安解消の両方の意味で、身体の表面汚染を調べる「スクリーニング検査」が行われてきていた。しかし、これが「スクリーニング検査を受けなければ(証明書がなければ)、避難所に受け入れない」という、避難所入所のための要件と誤解され、入所拒否につながる例が出始め、医療機関の受診要件とされる例も見られた。

そこで、横浜市では、横浜市民の不安と、福島県民受け入れ拒否等の風評被害の両方を防ぎ、冷静な行動を促す取組として、次のような対応を行った。

- 厚生労働省通知等を踏まえ、横浜市医師会・病院協会宛「福島県内からの患者の受入について(依頼)」、市内旅館業施設営業者宛「福島原子力発電所の事故による避難者の方の宿泊受入れについて(依頼)」等の通知を发出し、適切な受入れを依頼した。
- 福島県内避難所や集団避難者を受け入れた山形県でのスクリーニング検査情報を収集し、これらを踏まえ、Q&A等の中で、スクリーニング希望に対する対応を次のとおり整理し、共有しながら3月中旬以降の相談対応にあたった。
 - 福島県現地での避難者1万人以上のスクリーニング検査実績等で、全身的に汚染された人は1人もなく、避難指示に従って避難した方の状況では、スクリーニング検査は必要ないと考えられること(根拠のないスクリーニング検査の実施光景が、横浜市民の不安と、福島県民受け入れ拒否等の風評被害を助長することにつながりかねない)
 - どうしても不安な方には、体はシャワー、服は洗濯などで洗い流す(現地のスクリーニングで除染対象となった方も同様の対処法である)ことを丁寧に説明すること
 - 現地の原発の下請け作業員で現地での検査が実施されないまま横浜市に到着した場合など、本当に問題を抱えていそうな方の場合は状況を十分に聴きとって個別に対応すること
- これらの内容が、市役所内に広く伝わるよう、災害対策本部情報を活用し、避難者等の受け入れ要件にスクリーニング検査実施を加える必要のないことなどを記載した「保健所の考え方」を发出した。

平成23年3月22日(火) 避難者等の被ばく検査スクリーニング検査について
「保健所の考え方」

事務連絡
平成23年3月22日
保健所長

各区長・局長 各位

東北地方太平洋沖地震に伴い発生した福島原子力発電所被害に伴う避難者等の被ばく検査スクリーニング検査について

現時点(3月22日現在)での被ばくスクリーニング検査について、横浜市保健所の考え方を、次のとおり整理しましたのでお知らせします。
市民及び避難者からの相談への対応や、避難者受入れ等を行う際には、この「考え方」に十分な御配慮くださいますようお願いいたします。
※今後の状況の変化により、変更することがあります。

＜＜保健所の考え方＞＞

身体に影響を与える被曝の危険が無かった人のスクリーニング検査は不要です。
受入要件等に、スクリーニングの検査実施を加える必要はありません。
それでも不安な方は、「除染」を行ってください。

＜＜理由＞＞

- 1 クロキロ圏外の方は当然に検査不要として、単に通過した人、適切に避難した人についても、福島県内の環境放射線濃度のレベルでは、被曝の危険はなく、検査の必要はないため
・福島県が行った避難住民1万人以上の測定の結果、全身除染の対象となった方は1人もいない。
- 2 スクリーニング検査を行うことは、福島県から来た方が、放射能を帯びて危険であるような印象を社会に与え、行政自らが、風評パニックの原因を創出することになりえるため
・サーベイメータで測定しているのは、被曝ではなく単なる表面汚染
・無意味な被曝検査測定は、パニックや風評被害をもたらす原因となる。
- 3 横浜市(保健所)は、日頃、宿泊施設や病院等が、利用者の受け入れ時に、法的根拠なく宿泊等を拒絶した場合には、これを是正するよう助言・指導する立場にあり、根拠・必要性の無いスクリーニング検査の実施が、この立場に逆行するため

【参考】職員派遣や被災者受け入れによる支援

●職員の派遣

平成23年(2011年)3月11日以降、発災直後から緊急消防援助隊や医療チームなど、被災地等へ職員を派遣した。このうち、緊急消防援助隊は、東電福島第一原発へ隊員67人と放水車など9隊を派遣した(3号機使用済み核燃料保管プールへの注水活動任務のため)。

	概要	派遣時期	延べ人数 (平成24年6月末時点)
緊急消防援助隊	救助隊員・消防隊員・救急隊員を被災地へ派遣	平成23年3月11日 ～平成24年6月6日	515人
医療チーム	医師、看護師等を被災地へ派遣	平成23年3月17日 ～平成24年6月30日	165人
被災自治体への職員派遣 (緊急消防援助隊、医療チーム以外)	事務職員、技術職員、保健師、教師等を被災地へ派遣	平成23年3月11日～	2,897人
	合計		3,577人



緊急消防援助隊による仙台市津波被害地域での人命検索活動



保健師による陸前高田市避難所での健康相談



緊急消防援助隊
東電福島第一原発派遣隊
(Jビレッジでの装備装着の様子)

●被災者の受け入れ

平成23年3月19日から平成23年度末まで被災者の受け入れを行った。

	受け入れ人数 (平成24年3月31日まで)
避難所受入(たきがしら会館、野島青少年研修センター)	134人
市営住宅等受入	150世帯 386人

(5) 事故後初期の食品・水道水への影響と対応

(ア) 食品について

平成23年(2011年)3月19日、福島県、茨城県の原乳と、茨城県内6市町村のハウレンソウから食品衛生法の暫定規制値を超える放射性ヨウ素等が検出された。食品への影響が検出された初の例で、19日夕方のテレビニュースや翌日3月20日の新聞各紙朝刊で大きく取り上げられた。

この後数日間で、牛乳や葉物野菜からの検出・超過事例が増加し、政府は3月21日、福島県、茨城県、栃木県、群馬県の農産物の出荷停止を行った。

横浜市ではこれらを受けて、流通状況等の情報収集、不安相談対応を行ったほか、神奈川県へ市内産農産物の検査実施を要請し、3月23日から検査が開始された。

(イ) 水道水について

福島県の原乳、茨城県のハウレンソウの件とほぼ同時期に、東日本の広い地域への影響が明らかになったのが、水道水からの放射性ヨウ素の検出だった。

3月21日 福島県飯舘村の水道水の放射性ヨウ素検出(965Bq/kg)を初超過例とし、3月23日には、東京都金町浄水場の水で、210Bq/kgの放射性ヨウ素が検出された。これは、乳児用のミルク等に用いる水としての指標値(100Bq/kg)を超えており、東京都が記者会見を行い、対応としてペットボトルを配布する様子がテレビ、新聞等で大きく報道された。

横浜市の水道水については、3月19日から検査しており、3月22~24日に小雀浄水場及び川井浄水場の水で放射性ヨウ素を検出(放射性ヨウ素検出の最大値は、3月23日小雀浄水場の56.8Bq/kg)したほかは、放射性セシウムも含めて全て不検出であったが、市民からの水道水に関する不安の声や問合せが多く寄せられた。

【内容:「自分の家の水はどの浄水場から来るか」、「今日の水道水の放射能濃度はどのくらいか」、「妊婦や乳児が飲んでも大丈夫か」、「指標値を超えるような場合どのような方法で市民周知されるか」等】

水道局では相談対応体制を強化したが、一時期はパンク状態となり、各区や市のコールセンターにも、共有Q&A集等で協力を呼びかけ、連携して相談対応を行った。

当時、政府発表にも報道にも、人体への影響試算値などから、継続摂取することがなければ問題となるような放射能濃度ではないことを併せて伝えることで、冷静な対応を求める内容が多く見られた。しかし、人々の不安は大きく、事故後、保健所関係部署への食品や水に関する不安相談が最も多く寄せられたのが、この3月22日(連休明けの火曜日)からの1週間であった。(食品や水に関する不安相談450件超)

平成23年3月19日政府公表

- 福島県の原乳
放射性ヨウ素 932~1510Bq/kg
(暫定規制値300Bq/kgの約3~5倍)
- 茨城県のハウレンソウ
放射性ヨウ素 6100~15020Bq/kg
(暫定規制値2000Bq/kgの約3~7.5倍)
放射性セシウム 524Bq/kg
(暫定規制値500Bq/kgをやや超過。
規制値超過は1検体のみ。)

⇒厚生労働省は両県に流通調査や販売禁止等の必要措置を要請。原乳もハウレンソウも出荷前の検査であり、流通していないことが判明。また、茨城県は安全が確認されるまでの間の出荷自粛を行うことになった。

3 市役所横断体制へ(放射線対策部の設置等体制の強化)

(1) 測定要望の高まり

平成23年5月、6月は、全国的に様々な測定要望が高まった時期であった。

それまで、モニタリングポストでの市内空間放射線量測定や水道水の放射能濃度測定、問合せ対応などを、主に各所管局を中心として取り組んできたが、ゴールデンウィーク後から、市民等からの身近な様々なもの(地表高1m以下での放射線量、校庭や園庭・公園の個別の放射線量、砂場・土壌・プールの水や底泥、給食食材・流通食品・母乳・尿の放射能濃度など)についての測定に関する希望・要望が多数寄せられるようになってきた。

(2) 放射線対策部の設置

平成23年6月1日、これらの測定等を含めた放射線対策について横断的に検討し、一丸となって対応するため、災害対策本部に放射線対策部※を設置した。3副市長を対策部長、健康福祉局長を副部長(事務局:健康福祉局健康安全課)、関係局長を構成員とし、共通事項、重要事項を合議のうえ決定し、一貫性をもった一体的な対応を進めていく体制で、「大気・水道水・食品・土壌等の測定、公表等に関する方針」や「マイクロスポットの測定、公表等に関する方針」を策定するなど様々な対策に取り組んだ。



放射線対策部会議の様子

※その後、平成24年3月27日に市災害対策本部を廃止したため、放射線対策本部に組織を変更した。

この際、副本部長は、健康福祉局長・環境創造局長の2名体制となった。

※会議の開催状況と主な議論は [参考2](#) (P.24～)のとおり

また、放射線対策の組織体制を強化するため、平成23年6月に担当係長1名、兼務係長2名を、10月には専任の課長1名、係長1名とともに各局兼務課長等28名を配置した。

(3) 測定と公表

同対策部の最初の取組として定めた「大気・水道水・食品・土壌等の測定、公表等に関する方針」(平成23年6月8日)(以下、「測定と公表の方針」)では、市民の不安を払しょくするため、大気(校庭等)、水道水、農産物について、安全を確認する目的で放射性物質の検査や測定を行い、市内の環境中放射性物質等の状況をわかりやすく、正しく公表していくこととした。



消防職員による校庭の放射線量測定

この「測定と公表の方針」において、「空間放射線量測定の際の『再測定の目安』(後の「対応の目安」)を $0.59 \mu\text{Sv/h}$ と定めた。

(平成23年5月27日に文部科学省が福島県内の学校等について示した「学校等での追加被ばくを 1mSv/年 以下」を達成することを目標とし、学校で1日8時間、年に210日過ごすとして試算した数値。)

この方針に基づき、市立小・中学校、市立・民間保育所、公園での地表高50cm及び1mでの空間放射線量測定や小学校給食食材の放射能濃度測定(サンプル調査)を6月中旬から、市内産農産物等・市場流通食品の放射能濃度測定や海水放射能濃度測定を7月から開始した。

4 広報、普及・啓発の取組

(1) 原発事故後、初期の広報

市民の不安を払拭するため、まず平成23年3月15日から横浜市の空間線量(モニタリングポストの測定値)を、3月22日からは水道水の放射能濃度測定値をホームページ等で公表した。また、6月以降、「測定と公表の方針」に基づき実施した市立学校等での空間線量や食品の測定結果についても、速やかにホームページ等で公表してきた。

(2) 普及・啓発の強化

平成23年7月からは、単に測定してその結果を公表するだけでなく、様々な不安情報が氾濫する中で、市民が基礎知識や必要な情報を読み取っていけるよう、放射線に関する基礎知識を伝える取組として、平成23年9月5日 市民特別講座「知ろう・学ぼう放射線」(約1500人)の開催や、9月10日 広報よこはま震災対策特別号「放射線特集」(7大紙折込配布)の発行などを行った。

(3) 市会からの提言

平成23年7月、横浜市会・安全安心都市特別委員会から「放射線に対する市民の精神的不安を払拭するため、安全性についての正しい知識・情報の普及・啓発をあらゆる情報媒体を用いて実施すること」という提言が示され、早急に取り組むべきこととされた。

■ホームページによる広報

放射線対策本部のページ

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/houshasen/>にて、

記者発表、お知らせ、市内の空間線量(モニタリングポスト、市立学校、市立・民間保育所、公園など)、マイクロスポット調査結果、水道水や食品の検査結果、海水・土壌・焼却灰・堆肥などについて、様々な公表、広報を行っている。

■放射線対策に関する報道発表

平成23年3月から平成24年12月までの間に、約130件の報道発表を行った。

■広報よこはま(平成23年度)

4月8日 震災対策特別号(横浜の水・食品・大気中放射性物質の概況)

5月号 震災関連の連絡・問い合わせ先一覧

8月号 「横浜の放射線量は今」、人権特集

9月10日 震災対策特別号「放射線特集」

11月号 放射線対策(マイクロスポット対策、学校給食対策)

3月号 放射線対策(相談窓口、測定器貸出、今後の対応)

■シンポジウム(平成23年度)

9月5日 「知ろう・学ぼう放射線」(約1,500人)

11月8日 「みんなで学ぼう食品のリスク」(約300人)

■その他、市民向け広報

●横浜の環境(23年版、24年版)

■市役所内研修、啓発等

●危機管理室主催 危機管理担当者向け研修 平成23年4月 放射線被ばくの基礎知識

●環境創造局主催 市職員向け 平成23年8月15日 市職員のための放射線とリスクの話

●環境創造局主催 職員向け 放射線に関する基礎知識及びサーベイメータ使用方法研修会(計18回)

●南区主催 区役所 区役所職員向け 平成23年11月21日 放射線対策に関する研修会

●市民局主催 区役所職員向け 平成23年11月29日 放射線対策に関する研修会

●健康福祉局 第47回横浜市保健・医療・福祉研究発表会(放射線関係で4演題)

●放射線対策本部事務局 市職員向け出前講座「知っておきたい放射線の基礎知識」(計22回)

●平成24年度健康福祉局人権啓発研修 等

放射線対策本部ホームページ



広報よこはま「放射線特集」



5 「マイクロスポット」の確認とその対応

(1) 「マイクロスポット」の確認

平成23年9月には1つの転換点があった。

それまでの様々な施設等の測定結果から、地域的・面的には問題のない放射線量の横浜市においても、環境中に広く薄く降った放射性セシウムが、雨水などで雨どいの下・道路側溝の雨水枡付近・屋上排水溝付近等の堆積物等の局所に集積されることで、空間放射線量も高まる場合があることが、複数箇所を確認された。

福島原発からの同心円状距離にかかわらず、放射性物質が濃く存在している地域は「ホットスポット」と呼ばれているが、横浜市では、地域的・面的という程の拡がりはないため、「ごく局所の」という意味で「マイクロスポット」という言葉をこの時から使っている。

(2) 対応

市域にマイクロスポットが存在することを確認し、今後対策部会議で検討・対策実施していくことを決定し、9月17日(3連休初日の土曜日)に報道発表を行った。こども青少年局では、子どもの健康影響に配慮し、市立保育園全てについて、マイクロスポットとなる可能性のある場所の清掃等の対応を18日(日)、19日(月・祝)の連休中及び20日(火)の開所時間までに済ませるなど、迅速な対応を行った。

(3) 対応の目安

この後、子どもが過ごす施設を優先に、マイクロスポットになりやすい状況の場所を1cm、1m(又は50cm)の位置で測定し、その結果、対応の目安の値以上であれば、堆積物等の原因の除去等を行うこととした。この際の「対応の目安」の値としては、6月以来本市の空間放射線量測定の「再測定の目安」としていた $0.59\mu\text{Sv/h}$ を当面の間、用いることとした。

なお、「対応の目安」については、国等の動き※をみて、10月26日、本市の50cm及び1mでの対応の目安を $0.23\mu\text{Sv/h}$ に変更した(1cmでは、 $0.59\mu\text{Sv/h}$ を目安として継続使用)。

※ 環境省が年内発出予定の省令で『放射性物質汚染対処特措法』において追加線量が1mSv/年を超える地域とする線量率の基準を、地表高50cm～1mで $0.23\mu\text{Sv/h}$ と定めることが見込まれた などの動き

参考 横浜市における放射線量測定結果の対応の「目安」について

地表高	横浜市	環境省 (地域指定基準)	文部科学省 (報告目安)	文部科学省 (学校目安※)
1m	0.23 $\mu\text{Sv/h}$ 以上を目安に対応	0.23 $\mu\text{Sv/h}$	周辺平均 +1 $\mu\text{Sv/h}$	1 $\mu\text{Sv/h}$
(50cm)	(0.23 $\mu\text{Sv/h}$ 以上を目安に対応) (0.23 $\mu\text{Sv/h}$ 以上の場合は1mでも測定)	—	—	—
1cm	0.59 $\mu\text{Sv/h}$ 以上を目安に対応	—	—	—

※「福島県内の学校の校舎・校庭等の線量低減について(平成23年8月26日付通知)」において、夏季休業終了後、学校において児童生徒が受ける線量についての目安としている。

(4) マイクロスポットの測定、公表等に関する方針

平成23年9月から開始したマイクロスポット対策の内容については、区役所等も調査に加わるようになった時点で、「マイクロスポットの測定、公表等に関する方針」(平成23年11月9日)として取りまとめた。

(5) ストロンチウム検出の報道

平成23年10月には、市民が発見したマイクロスポット堆積物を、自身で民間測定所に依頼し測定した結果、横浜市で福島県と同レベルのストロンチウムが検出されたと新聞等が報じ、これによって、市民の不安はまた高まった。後に文部科学省と調整の上で、公式なストロンチウムの測定法で横浜市の土壌及びマイクロスポット堆積物の測定を行ったところ、ストロンチウム89は不検出、ストロンチウム90は高いものでも1 Bq/kg程度で、過去の大気圏内核実験の時期の影響の範囲を超えないレベルとの結果を得た。(平成23年11月24日 本市及び文部科学省報道発表:横浜市内の堆積物・周辺土壌の、文部科学省によるストロンチウム測定結果について)

横浜市としては、引き続きマイクロスポット対策を行っていく事でストロンチウム対策も包含されると判断し、マイクロスポット対策を継続していくこととした。

横浜でのストロンチウムについて

平成23年10月には、「横浜でストロンチウム検出 100キロ圏外では初」などとして、福島県内と同レベルのストロンチウムが横浜市にも飛散しているとするニュースが新聞、テレビでセンセーショナルに取り上げられた事案があった。横浜市民が、自宅の屋上堆積物について民間測定所にストロンチウムの測定を依頼し、200Bq/kgを超えるストロンチウム89+90を検出したと言うもの。

ストロンチウムは、放射性セシウム等の γ (ガンマ)線核種の分析とは異なり、正式な測定のための機器や技術を有する分析機関が日本国内に数箇所しかない状況で、横浜市役所に分析を行える体制はなかった。市としての実態確認としては、文部科学省との調整を続け、横浜地域のサンプルについての文部科学省による分析(検査機関:日本分析センター)が行われることになった。

この分析結果では、横浜市内の堆積物及び周辺土壌試料において、ストロンチウム89は不検出、ストロンチウム90は高いものでも1 Bq/kg程度で、過去の大気圏内核実験の時期の影響の範囲を超えないレベルであり、「福島第一原発事故に伴い新たに沈着したとは言えない」、「(民間測定所の測定値については、)ストロンチウム89及び90のほか、ベータ線を放出する天然核種(鉛やビスマスなど)を含めて測定している可能性がある」との文部科学省見解が示された。

この件も1つのきっかけとなり、文部科学省による土壌分析調査は、それまでの80km圏内から拡大され、100km圏外(0.2 μ Sv/hを超える地域)についても、ストロンチウムの調査が行われることとなった。

なお、東電福島第一原発事故由来のストロンチウム飛散について評価するデータとしては、平成24年7月に文部科学省から公表された『都道府県別環境放射能水準調査(月間降下物)におけるストロンチウム90の分析結果について』がある。この中では、各都道府県の月間降下物中のストロンチウムの分析結果において、東電福島第一原発事故前の11年間の国内で検出されたストロンチウム90の値を超える値が検出された10都県(秋田、岩手、茨城、神奈川、群馬、埼玉、東京、栃木、千葉、山形)について、「東電福島第一原発事故により追加されたストロンチウム90が含まれる可能性が高い」と考察されている(神奈川県での月間降下物で検出されたストロンチウム90の最大値は、平成23年3月の0.47Bq/m³)。併せて、このストロンチウムの放射能濃度は、放射性セシウムの濃度と比較して19,000分の1~600分の1程度であることが判明している。(東電福島第一原発事故由来のストロンチウムの飛散は、神奈川県でもわずかに見られ、それは、放射線セシウムに比較し非常に少ない量である。)

「放射性物質汚染対処特措法」・「除染電離則」等

これまでに想定されていなかった、環境中に広く飛散・沈着した放射性物質に対応するための法令が、東電福島第一原発事故を受けて順次制定された。

(1) 「放射性物質汚染対処特措法」と関連法令

- 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法
(略称「放射性物質汚染対処特措法」)(平成23年8月30日法律第110号)

東電福島第一原発事故に伴う放射性物質の拡散による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置等について定めることにより、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに軽減することを目的とし、主に、

- 放射性物質により汚染された廃棄物の処理
- 放射性物質により汚染された土壌等(草木、工作物等を含む)の除染等の措置等

について定めている。平成23年8月30日に公布、平成24年1月1日全面施行された。

- 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則
(平成23年12月14日環境省令第33号)

第14条にて「特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の指定に係る基準」を“事故由来放射性物質であるセシウム134についての放射能濃度及び事故由来放射性物質であるセシウム137についての放射能濃度の合計が8000ベクレル毎キログラム以下”に適合しないこととすることが定められている。

- 汚染廃棄物対策地域の指定の要件等を定める省令
(平成23年12月14日環境省令第34号)

第4条にて「汚染状況融点調査地域の指定の要件」を“1時間あたり0.23マイクロシーベルト未満の放射線量”に適合しないこととすることが定められている。

(2) 「除染電離則」

- 「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(略称「除染電離則」)
(平成23年12月22日厚生労働省令第152号)

東電福島第一原発事故により放出された放射性物質の除染等作業及び廃棄物等の収集等に従事する労働者の放射線障害防止を図るため定められた。平成24年1月1日に施行された。

同規則の対象業務は、除染特別地域等における除染等業務とされている。

(横浜市域は、汚染状況重点調査地域の条件に満たず、同規則の対象外である。)

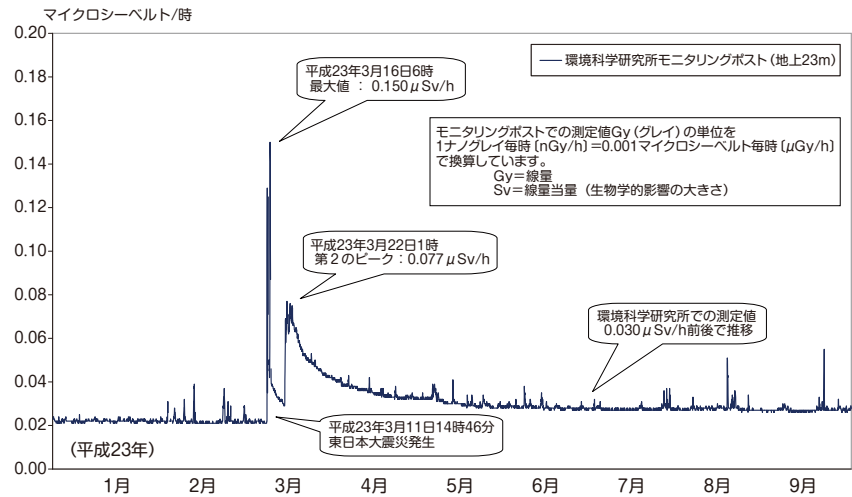
6 事故由来放射性物質に関する状況整理

平成23年9月のマイクロスポットの存在の確認などを契機に、9月末から10月初旬の時点で一旦、本市における事故由来放射性物質の状況整理を行った。

(1) 市域の状況

事故後、放射性物質を含んだ気流(放射性プルーム)が、横浜にも到達し、横浜の環境中にも沈着したが、その後の状況は、次のとおり確認できた。

- ①都道府県等が測定する大気中降下物、浮遊塵中の放射性セシウムは5月以降ほぼ不検出が続き、新たな飛散や再浮遊はほとんどないと言えた。
- ②水道水は3月25日以降、全て不検出だった。
- ③モニタリングポストの値も $0.030 \mu\text{Sv/h}$ 以下の値で



横浜市における平成23年9月までの放射線量(磯子区 地上23mモニタリングポスト)

- 安定し、市内3箇所に増設した継続測定ポイントでの地表高50cm及び1mにおける空間放射線量も平均 $0.05 \sim 0.08 \mu\text{Sv/h}$ で安定していた。(これらは、自然放射線の量も含まれた測定値である。)
- ④市内の市立学校・保育所・公園等の千を超える施設の空間放射線量調査(9月当時)の結果は、地域的な偏り等も見られず、平均的に特に問題ない値であることが実測値で確認できた。
 - ⑤平成23年10月6日に文部科学省が公表した神奈川県航空機モニタリングの結果でも、横浜地域は最も低い線量区分(濃い青)となり、横浜の空間放射線量が平均的に問題ない状況であることが確認できた。(その後、平成24年3月に道路局を中心に実施した文部科学省走行サーベイ放射線量調査でも同様の結果が得られた。)

(2) 横浜市の対策の重点

上記の市域の状況を踏まえて、次の2つを今後の重点と整理した。

- ◎「マイクロスポット対策」(外部被ばくを減らす対策)
- ◎「食品経由の放射性物質対策」(内部被ばくを減らす対策)
(横浜市域内の状況判断だけでは管理しきれないもの)

これに、「子ども優先」の視点を加味し、次のような対策に取り組んできたところである。

- 子どもが過ごす施設のマイクロスポット対策の実施
- 市場流通食品スクリーニング検査、新基準にも対応した食品、水道水等の検査強化等
- 学校給食食材検査を毎日1校全品検査へ拡充
- 保育園給食の食材検査、まるごと累積線量調査の開始
- 放射線量測定機器の市民貸出開始

7 国への要望

本市独自要望や九都県市首脳会議、神奈川県及び市町村共同の要望など、さまざまな機会をとらえ、市長自ら先頭に立って、国の各省に対し、本市の放射線対策にかかる要望を行ってきた。



平成23年5月30日 第59回九都県市首脳会議の様子

平成23年3月24日

「横浜港の要望」(横浜港経営戦略会議の要望)

平成23年4月6日

「横浜港 原発災害対策に関する要望」(横浜港経営戦略会議の要望)

平成23年5月30日、31日

「東日本大震災への対応に係る国への緊急提案・要望」

①原子力災害発生時における隣接市町村の情報共有体制等の強化

②放射線及び放射性物質の測定機器導入等への支援

平成23年6月10日

「東京電力福島第一原子力発電所事故に関する緊急要望書」

(九都県市首脳会議の緊急要望)

平成23年9月30日、10月3日

「放射性物質を含む下水汚泥焼却灰の安全な処理方策等に係る緊急要望」

平成23年11月1日

「放射性物質を含む下水汚泥焼却灰等の処理に関する緊急要望」(県、県内33市町村共同の緊急要望)

平成23年11月18日、24日

「東京電力福島第一原子力発電所事故に係る放射線・放射性物質対策等に関する要望」

(九都県市首脳会議の要望)

平成24年5月30日

「原子力災害対策の体制整備について」

(九都県市首脳会議の提案)

平成24年7月11日

「国の制度及び予算に関する提案・要望」

放射線対策の推進

①高濃度放射性物質汚染堆積物、土壌等への対応

②本市放射線対策費用に対する東京電力株式会社の賠償履行に関する国の必要な措置の実施

③原子力災害発生時における隣接市町村の情報共有体制等の強化



平成23年9月30日 国土交通省



平成23年11月18日 環境省



平成23年11月24日 文部科学省

8 東京電力株式会社への賠償請求

(1) 賠償請求と賠償金の支払いについて

ア 下水道事業(発災後～平成23年11月30日) 請求額 約6,400万円

東京電力株式会社から既に賠償基準が示されており、平成24年3月30日に請求額全額(約6,400万円)が支払われた。

内容:下水汚泥焼却灰の保管費用など

イ 水道事業(発災後～平成23年11月30日) 請求額 約1億3,000万円

東京電力株式会社から既に賠償基準が示されており、平成24年11月26日に請求額のうち約1億600万円分について合意し、12月20日に支払われた。差額の約2,400万円(平成23年7月以降の活性炭投入費等)については、支払いに向けた東京電力との協議を継続する。

内容:活性炭投入費(平成23年3月発災後～6月)など

ウ 上記以外に23年度に負担した費用

(下水道・水道事業<平成23年12月1日～平成24年3月31日>、一般会計など)

請求額 約11億800万円

賠償金の支払いに向けて協議中

上記 ア + イ + ウ = 13億200万円(23年度分請求額の合計)

(2) 今後の対応について

既に賠償基準が策定されている下水道事業、水道事業に加え、平成24年9月には、一般廃棄物処理事業の賠償金の受付が開始され、また食品検査費用(食品衛生法に基づく検査費用および学校給食等の検査費用)についても、平成24年11月末に賠償金の受付が開始された。賠償金の支払いの円滑化という観点で、本市としても、一歩前進したと受け止めている。

また、平成24年度の放射線対策に要した費用については、今後、賠償基準の内容などを見極めながら、引き続き、東京電力株式会社に対し、早期の賠償金の支払いを求めていく。

東電福島第一原発事故発生から平成24年12月末までの主な経過

参考1

実施日	内容	参考事項
平成23年3月14日	各区で市民や避難者からの相談対応を開始。	
3月15日	市内大気中の放射線量の公表開始。(昭和58年から環境科学研究所で測定)	
3月16日	横浜市で大気の放射線量が最大値となる。	150ナノグレイ毎時(=0.15μSv/h)
3月19日	政府が食品のサンプル調査で、福島県の原乳と茨城県のホウレンソウから暫定規制値を超える放射性ヨウ素等が検出されたことを発表。(原乳もホウレンソウも出荷前であり、流通していない。)	放射性ヨウ素 福島県産原乳:932~1,510Bq/kg 茨城県産ホウレンソウ: 6,100~15,020Bq/kg
	水道水の放射線量の測定開始。検出値は、すべて国の指標値以下。	3月22日:東京都で水道水から乳児指標値を超えるヨウ素210Bq/kg検出(指標値100Bq/kg)
3月22日	横浜港内の大気の測定と公表を開始。	
3月23日	放射線に関する健康・食品相談窓口の開設。	
	横浜市の依頼で神奈川県が市内産農産物の検査を開始。	
4月14日	横浜港内の海水の測定と公表を開始。	
4月21日	海の公園のアサリを検査した結果、ヨウ素、セシウムともに暫定規制値以下と発表。	
4月28日	横浜港における輸出コンテナの放射線測定の開始。	
5月13日	横浜市下水道施設における汚泥焼却灰等の放射能濃度測定結果の公表開始。	
6月1日	横浜市災害対策本部の中に放射線対策部を設置。	
	海の公園の海水の放射性物質検査の結果、ヨウ素、セシウムともに不検出。	
6月13日	市内の放射線量の測定を開始。(学校、保育園、公園等)	消防局職員による測定
6月16日	小学校給食の1日1食材の検査を開始。	
7月5日	海の公園の砂浜の空間放射線量を測定した結果、神奈川県茅ヶ崎モニタリングポストの平成21年度の年平均値と同程度の値であることを確認。	
7月6日	市衛生研究所に核種分析装置整備完了 市内農産物の検査を開始。	
7月8日	東京都の検査で放射性セシウムが暫定規制値を超える牛肉を発見。福島県内同一町内の出荷者の牛が横浜でと畜されていたことから検査を実施。全て暫定規制値以下であることを確認。	
7月12日	市立小学校、保育所での牛肉の使用を抑えることを公表。	
7月14日	福島県浅川町から出荷の汚染稲わらを食べた可能性のある肉牛14頭が横浜でと畜されたことが判明。その内5頭が検査され、すべて暫定規制値以下。	
7月15日	横浜市のごみ焼却工場4施設において、焼却灰等の放射能濃度を測定したところ、主灰・飛灰とも、放射性セシウムの濃度について、環境省が示した埋立の基準である8,000Bq/kg以下であることを確認した。また、最終処分場2施設の排水処理施設の放流水等について測定したところ、いずれも不検出であった。	
7月26日	食肉衛生検査所で全国を対象とした肉牛の全戸検査を開始。	
8月8日	食肉衛生検査所で肉牛の全頭検査を開始。	
8月12日	学校薬剤師会による校庭の放射線量の測定開始。	
8月15日	市内幼稚園における放射線量の測定開始。	
8月19日	福島県浪江町から3月15日~4月19日出荷された牛肉から放射性セシウムが暫定規制値を超えることが判明した。229頭が横浜でと畜されていたことから流通調査等を開始。(暫定規制値越え13頭、規制値以下5頭)	
9月1日	市場流通品の検査を開始。	
9月5日	特別講演会「知ろう学ぼう放射線」開催。	県民ホール 参加者 約1,500人
9月9日	下水汚泥焼却灰の南本牧廃棄物最終処分場への埋め立てを発表。	
9月10日	広報よこはま放射線特集号発行。	新聞7紙折込他 135万部発行
9月12日	市民からの通報場所の確認、採材、空間線量測定。	最大50cm:0.91μSv/h
9月14日	下水汚泥焼却灰の南本牧廃棄物最終処分場への埋め立て凍結を発表。	
	文部科学省による神奈川県航空機モニタリング実施。	
9月17日	市民から通報があり、港北区内の道路側溝雨水ますの堆積物から、最大40,200 Bq/kgのセシウム検出。堆積物を除去し、除去物を管理施設内に保管。	
	市立保育所、学校、道路等でのマイクロスポット対策を開始。	
10月11日	小学校給食で毎日1校の全食材の検査を開始。	
10月12日	小学校給食で乾シイタケからセシウム350Bq/kg検出。使用を自粛。	産地や仕入れ状況について調査
10月26日	横浜市放射線量測定結果の目安「1cm:0.59μSv/h」「1m:0.23μSv/h」を発表。(当時検討中の環境省地域指定基準:地表高1m:0.23μSv/hを引用)	

実施日	内容	参考事項
平成23年 11月4日	横浜市内の公園で栽培・加工していた乾シイタケから暫定規制値を上回る放射性セシウムを検出。	
11月8日	シンポジウム「みんなで学ぼう食品のリスク」開催。	開港記念会館 参加者 約300人
11月9日	「マイクロスポットの測定、公表等に関する方針」を制定。 (区におけるマイクロスポット対応に関する留意事項について、当方針を添付して、市民局長から各区長へ通知。)	
11月11日	横浜市内の公園で活用・販売していた草木灰から暫定許容値を上回る放射性セシウムを検出。	
11月18日	下水汚泥焼却灰をフレコンバッグに詰め、それをコンテナに収納し、コンテナを2段積みにして下水汚泥センター敷地内に保管することについて、地元説明を開始する旨、記者発表。	
11月24日	横浜市内の堆積物・周辺土壌の、文部科学省によるストロンチウム測定結果について、文部科学省が測定結果を発表。 ●ストロンチウム89は全ての試料(堆積物2検体、土壌2検体)において不検出。 ●ストロンチウム90は不検出もしくは微量(最大で1.1Bq/kg)を検出。	
12月12日	保土ヶ谷区に地表高1m地点の放射線量を測定する固定型モニタリングポストを設置することを発表。	それまでは環境科学研究所、都筑区役所、南部公園緑地事務所の計3カ所で測定。
12月20日	食品に含まれる放射性物質について、暫定規制値に代わる新たな基準値案を厚生労働省がまとめる。新たな基準値は、「一般食品」が100Bq/kg、「牛乳」と「乳児用食品」が50Bq/kg、「飲料水」が10Bq/kg。 災害廃棄物の受け入れについて、黒岩神奈川県知事が神奈川県議会本会議において、横浜・川崎・相模原の三政令市と協議し、処理作業の分担などについて協議することを表明。	平成24年4月1日から施行。
12月21日	小学校給食における全食材の放射性物質検査について、翌年の1月以降も継続することを表明。	
12月26日	下水汚泥焼却灰の保管費用、放射性物質測定費用等の東京電力株式会社への賠償請求ならびに23年度に横浜市が放射線対策に要した費用全額の賠償を求める文書を東京電力株式会社提出。	下水道事業分(発災後～平成23年11月30日)約6,400万円
平成24年 1月11日	学校、公園、保育所等の周辺道路の放射線量測定を開始。	
1月13日	南本牧廃棄物最終処分場において、放射性物質が海水に溶け出すのを防ぐために、焼却灰のうちセシウムが飛散しやすい飛灰を隔離し、ゼオライトとともに埋め立てることを表明。	
1月19日	区役所で市民を対象に放射線量測定機器の貸出を開始することを発表。期間は1月30日から4月27日。(第1期)	
1月24日	放射線量測定機器貸出の予約受付開始。	
1月30日	放射線量測定機器貸出開始。	
2月3日	瀬谷区の廃水路敷で6.85μSv/h(1cm)の放射線量を検出。	市民が立ち入れない場所。周辺敷地の空間線量は問題の無い値であることを確認。
2月10日	瀬谷区の廃水路敷で6.85μSv/hを検出した問題で、汚染範囲を特定するための土壌調査を開始。	
2月17日	水道事業について、放射線対策に要した費用の請求書を東京電力株式会社提出。	水道事業分(発災後～平成23年11月30日)約1億3,000万円
3月7日 3月8日	瀬谷区の廃水路敷の対応作業完了。当地の空間線量が、横浜市対応の目安値未満となったことを確認。	
3月7日	横浜港に、輸出用コンテナの放射線量を測る据え置き型の測定器を55台設置することを発表。	測定器を設置するのは、本牧、大黒、南本牧の3カ所。
3月9日	地方自治体有志による「みんなの力ががれき処理」プロジェクトの発起人会が開催される。	横浜市を含む17自治体で構成。
3月17日	横浜市と国(文部科学省)及び日本原子力研究開発機構が共同で、国道を含む市内幹線道路で、走行サーベを実施。	
3月18日	2012年度から市内で販売されている加工食品を対象にセシウムの測定検査を開始することを発表。	
3月23日	岩手、宮城県の災害廃棄物の広域処理について、政府は神奈川県に対し、岩手県の木くず12万1000トンを引き受けるよう要請。	
3月27日	市災害対策本部の廃止に伴い、新たに放射線対策本部を設置。 横浜市が平成23年度に放射線対策に要した費用の賠償を求める文書ならびに放射線対策に要した費用の請求書を、東京電力株式会社提出。	平成23年度分(平成23年12月26日並びに平成24年2月17日請求分を除く)約1億800万円
3月29日	市立学校18校の雨水利用施設の汚泥から8000Bq/kgを超えるセシウムを検出。4月以降は雨水利用を中止し、上水道使用に切り替えることを発表。	洗浄水は不検出。

実施日	内容	参考事項
平成24年 3月29日	保土ヶ谷区に設置した地表高1mの放射線量を測定するモニタリングポストで常時測定を開始。	結果は1時間ごとにHPで公表。
3月30日	平成23年12月26日に東京電力に対して賠償請求を行った、放射線対策に要した下水汚泥焼却灰の保管費用等、第1回請求分約6,400万円について、全額が入金された。	
4月1日	食品に含まれる放射性セシウムの新基準値が施行。 市内で流通している食品の放射性物質検査を開始。	1年間で加工品200品、乳児用食品100品を検査。
4月5日	金沢、都筑、鶴見、旭区にあるごみ焼却場4カ所で、ゼオライトを使用し、焼却灰に含まれるセシウムの飛散防止に取り組むことを発表。	
4月19日	4月1日から食品に含まれるセシウムの基準値が500Bq/kgから100Bq/kgになったことを受け、横浜食肉市場でゲルマニウム半導体検出器を導入。	
4月23日	区役所で市民向けに放射線量測定機器貸出の第2期予約受付開始。 貸出期間は5月1日から7月31日	
4月25日	ビル等管理者に対し、ビル等の雨水を集水又は貯水する雑用水槽の清掃にあたっては、市立学校の事例を参考に通知。	
5月1日	放射線量測定機器の市民向け貸し出し開始。(第2期)	
5月7日	小学校給食での冷凍ミカンについて、5月の提供見合わせを決定。	県内他都市でセシウムが検出されたため。
5月21日	小学校給食での冷凍ミカンの提供を6月以降の提供も見合わせることを発表。	
5月23日	小学校給食食材の冷凍イワシからセシウムが検出。契約規格外のため使用中止すると発表。	
7月23日	区役所で放射線量測定機器貸出の第3期予約受付開始。期間は8月1日から平成25年3月29日。	
7月26日	災害廃棄物の受け入れについて、黒岩神奈川知事が岩手県の漁網を受け入れる案を新たに表明。	
7月27日	8月から、認可保育所や横浜保育室を対象に給食食材の事前検査を行うと発表。また、7月31日から給食による内部被ばく量を把握するため、市立滝頭保育園で1週間ごとのまるごと累積線量調査を行うと発表。結果はそれぞれHPで公表する。	累積線量調査は、1年間実施し、衛生検査所で検査。事前検査は、市立保育所、認可保育所、横浜保育室の計664施設が対象で、1日1園ベースで実施。
7月31日	市立滝頭保育園で1週間ごとのまるごと累積線量調査開始。	
8月1日	市立保育所、認可保育所、横浜保育室を対象に、給食食材の1日1園事前検査開始。 放射線量測定機器の貸出開始。(第3期)	
8月8日	市民が立ち入れない雨水調整池全218施設のうち206施設を調査した結果、8施設で対応の目安を超える放射線量が測定されたと発表。	
9月11日	小学校等183箇所の施設周辺道路の放射線量継続測定を開始。	
9月13日	学校給食で提供を見合わせた冷凍みかんの物資代金約2,700万円を学校給食費調整基金から支払うことを表明。	
11月23日	神奈川県最終処分場周辺の住民説明会で吉田横須賀市長が、県の災害廃棄物(漁網)受け入れ案を支持する姿勢を表明。町内会は住民の意向調査を実施する方針を提示。	
11月29日	本場・南部市場食品衛生検査所で市場流通農水産物の検査を開始。	
11月30日	事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処置等について、対応方針を決定。	
12月22日	神奈川県の災害廃棄物(漁網)の受け入れ案について、神奈川県最終処分場の地元町内会が住民の意向調査の結果を公表。賛成1,563票、反対1,695票。	
12月26日	神奈川県議会が本会議で、災害廃棄物(漁網)について、受け入れに県民の理解を得る取り組みを続けるよう県に求める決議案を可決。また、国に対し漁網の処理に必要な措置などを求める意見書案も可決。	
12月27日	横須賀市議会が臨時会本会議で、災害廃棄物(漁網)の受け入れを支持した上で「地元の心情を十分に把握して特段の配慮を講じるよう要望する」とする黒岩神奈川知事に向けた意見書を提案、27対13の賛成多数で可決。	

放射線対策に局横断的に対応していくため横浜市災害対策本部の中に、副市長を対策部長とする放射線対策部が平成23年6月1日に設置された。

委員

副市長、健康福祉局長(副部長)、政策局長、政策調整担当理事、総務局長、財政局長、保健所長、市民局長、経済局長、こども青少年局長、環境創造局長、資源循環局長、道路局長、港湾局長、消防局長、危機管理室長、水道局長、教育長、神奈川区長

対策部会議の開催状況と主な議論

局長会	課長会	開催日	主な議論の内容
	第1回課長会	平成23年 6月1日	<ul style="list-style-type: none"> ●現状整理 ●局長会に向け、要検討事項の抽出 <ul style="list-style-type: none"> ●各局所管施設等に関する放射線測定の運用方法(開始時期、選定ルール、測定計画、測定マニュアル) ●高い値が出た場合の対応方法検討 ●不安相談対応用の電話窓口の各所管への設置 ●公表方法等検討・共有 他
第1回局長会		平成23年 6月3日	<ul style="list-style-type: none"> ●大気・水道・食品・土壌等の測定対象 ●大気・水道・食品・土壌等の測定、公表等に関する方針案
	第2回課長会	平成23年 6月6日 メール開催	<ul style="list-style-type: none"> ●「大気・水道・食品・土壌等の測定、公表等に関する方針(案)」の修正案確認(6月3日開催 第1回対策部会議(局長会)議論を基にした修正案確認)
第2回局長会		平成23年 6月8日	<ul style="list-style-type: none"> ●「大気・水道・食品・土壌等の測定対象等検討 ⇒「放射性物質検査にあたっての基本的な考え方」決定 ●「大気・水道・食品・土壌等の測定、公表等に関する方針(案)」検討 ⇒「校庭等の再測定目安値と(0.59μSv/h)」、 「部会を開催し対策を協議する値(1.0μSv/h)」を設定 ●測定開始までのスケジュール確認
第3回局長会		平成23年 6月9日	<ul style="list-style-type: none"> ●大気・水道・食品・土壌等の測定、公表等に関する方針決定 ●測定記者発表資料(6月10日)の確認
	第3回課長会	平成23年 6月13日	<ul style="list-style-type: none"> ●校庭・園庭・公園等の空間γ線量率測定の際の施設管理者等への報告方法の検討
第4回局長会		平成23年 7月12日	<ul style="list-style-type: none"> ●市立小学校と市立保育所の給食食材の対応について(牛肉使用の当面の取りやめ) ●安全安心都市特別委員会提言について ●ゴミ焼却灰等の放射能濃度の測定について ●横浜市幼稚園協会からの要望
	第4回課長会	平成23年 7月14日	<ul style="list-style-type: none"> ●本市のごみ焼却工場及び最終処分場に係る放射能濃度等の測定結果について(7月15日記者発表資料の検討)
第5回局長会		平成23年 7月15日	<ul style="list-style-type: none"> ●放射放射性物質が検出された稲わらを給餌した肉牛の流通状況について(7月15日記者発表資料の検討)

局長会	課長会	開催日	主な議論の内容
	第5回課長会	平成23年 7月19日	<ul style="list-style-type: none"> ●安全安心都市特別委員会提言の実現の検討 ●各局から寄せられた課題 <ul style="list-style-type: none"> ●HPの説明文について ●今後の各局の計測の体制と機器の購入等 ●放射性物質が検出された稲わらを給餌した肉牛の流通状況について
第6回局長会		平成23年 7月28日	<ul style="list-style-type: none"> ●放射線対策における今後の取り組みについて <ul style="list-style-type: none"> ●広報よこはま特別号「放射線特集号」の発行について ●啓発事業(市講演会、DVD配布等)の実施について ●測定風景の公開 ●計測項目の充実(土壌放射能濃度測定等) ●放射能汚染稲わらを給餌した牛の対応について
第7回局長会		平成23年 9月1日	<ul style="list-style-type: none"> ●放射性セシウムで汚染された牛の肉による内部被曝評価のための尿検査の必要性について(報告事項) <ul style="list-style-type: none"> ●食品中の放射性物質検査について ●横浜市特別講演会「知ろう学ぼう放射線」について ●その他(市立学校への放射線測定器の全校配備について)
第8回局長会		平成23年 9月8日	<ul style="list-style-type: none"> ●比較的高い放射線量を測定した際の対応について ●下水汚泥焼却灰の埋立について ●市内3地点(都筑区役所、南部公園緑地事務所、環境科学研究所)における放射線量測定の継続について ●公園における放射線量の測定について ●西谷浄水場浄水発生土の状況
	第6回課長会	平成23年 9月15日	<ul style="list-style-type: none"> ●比較的高い放射線量が測定される場所について ●測定する場所の選定、清掃(除染)、残土処分、業務体制等の考え方について
第9回局長会		平成23年 9月17日	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺より高い値の放射線量が測定された場所(いわゆるマイクロスポット)の確認と今後の対応策について(記者発表資料案の内容精査)
	第7回課長会	平成23年 9月20日	<ul style="list-style-type: none"> ●マイクロスポット対応について <ul style="list-style-type: none"> ●各所管局の取組の概要 ●課題(人的体制、物的体制、予算、実施時期等) ●民有地 民間建物への対応 ●市民広報について
第10回局長会		平成23年 9月20日	<ul style="list-style-type: none"> ●マイクロスポット対応について <ul style="list-style-type: none"> ●所管局の対応案と課題(人的体制・物的体制・予算・開始時期・残土管理等) ●議論の主な論点 (対応の目安となる空間放射線量、マイクロスポットの測定距離、測定機器、目安を超過したときの対応内容、残土の管理と最終処分) ●民有地対応
	第8回課長会	平成23年 9月26日	<ul style="list-style-type: none"> ●放射線量測定器について ●周辺より高い値の放射線量が測定された場所(いわゆるマイクロスポット)について(ホームページ掲載資料案の内容精査)
第11回局長会		平成23年 10月4日	<ul style="list-style-type: none"> ●小学校等で行われる落ち葉や木の実を使用した学習の実施について <ul style="list-style-type: none"> ●所管局の対応案と課題(教育委員会、こども青少年局、環境創造局) ●議論の主な論点 (文部科学省から示されている研究結果等で落ち葉に放射性物質が集まること、安全性の確保、測定値の目安となる空間線量、民有地への対応、検査結果の公表)

局長会	課長会	開催日	主な議論の内容
	第9回 課長会	平成23年 10月7日	<ul style="list-style-type: none"> ● マイクロスポットの対応について <ul style="list-style-type: none"> ● 所管局の計画案 <ul style="list-style-type: none"> ① 測定、除去の対応計画(従事者・開始時期・測定順の考え方) ② 測定機器の調達計画(購入時期・借入対応等) ③ 除去物の一時保管計画(当該施設内又は施設を管理する事務所内等) ④ 従事者の健康管理計画(マスク、手袋、線量管理等) ● 民有地・民間施設への対応 ● 民間への測定器の貸与について ● 環境放射線モニター取りまとめ状況と機種選定について ● マイクロスポット対応のホームページ公表について
第12回 局長会		平成23年 10月14日	<ul style="list-style-type: none"> ● いわゆるマイクロスポット堆積物のストロンチウムの測定結果について (記者発表資料案の内容精査)
第13回 局長会		平成23年 10月17日	<ul style="list-style-type: none"> ● 各所管のマイクロスポット対応計画について ● 放射性物質汚染対処特措法について <ul style="list-style-type: none"> ① 「放射性物質により汚染された廃棄物の処理」の考え方 ② 「放射性物質により汚染された土壌等(草木、工作物等を含む)の除染等の措置等」の考え方 ③ 汚染状況重点調査地域の指定基準(0.23μSv/h)の本市における考え方 (本市の目安0.59μSv/hとの整合) ● 各局決算特別委員会の質疑の共有 ● その他 <ul style="list-style-type: none"> ① 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射線対策関係経費の 求償に向けた検討について ② 九都県市首脳会議(11月8日開催)での提案議題について
第14回 局長会		平成23年 10月20日	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害廃棄物の受入調査について ● 各区における基本的対応方針案について
第15回 局長会		平成23年 10月26日	<ul style="list-style-type: none"> ● 本市測定結果の「目安」と国の「基準(目安)」の整合について ● 各区におけるマイクロスポット対応統一方針について ● 災害廃棄物の受入調査について
	第10回 課長会	平成23年 11月4日	<ul style="list-style-type: none"> ● 区におけるマイクロスポット対応に関する留意事項について (マイクロスポットの測定、公表等に関する方針) ● 公園愛護会等への通知について ● 区役所等での測定機器の貸し出しについて ● 学校給食の一食分全量検査について
第16回 局長会		平成23年 11月17日	<ul style="list-style-type: none"> ● 下水汚泥焼却灰の今後の対応について ● 放射性物質汚染対処特措法の取り扱いについて
第17回 局長会		平成23年 12月26日	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後の放射線対策の取組について ● 放射線量測定機器の貸出について ● 災害廃棄物の受け入れについて ● 下水汚泥焼却灰の対応について
第18回 局長会		平成24年 1月20日	<ul style="list-style-type: none"> ● プレゼンテーション資料について
	第11回 課長会	平成24年 1月20日	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境創造局に設置される核種分析装置について
第19回 局長会		平成24年 3月15日	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校の雨水利用施設における沈砂の放射性物質の検出に伴う対応について

放射線対策本部の開催状況と主な議論

横浜市災害対策本部は、震災発生後1年が経過し、緊急的な対応について概ね完了したことなどにより平成24年3月27日をもって廃止された。

しかし放射線対策については、子どもの安全を最優先に、引き続きマイクロスポット対策や食品の新基準に対応した放射性物質の検査を進めるなど、区局横断的に一丸となって対応を進めていく必要があるため、同日付で「放射線対策本部」を新たに設置した。

本部長 大場副市長(統括)・鈴木(隆)副市長・鈴木(伸)副市長
危機管理監 立花危機管理監
副本部長 健康福祉局長・環境創造局長
事務局 健康福祉局健康安全課

本部構成

副市長、危機管理監、議長区長、政策局長、政策局政策調整担当理事、総務局長、財政局長、市民局長、経済局長、こども青少年局長、健康福祉局長、保健所長、健康福祉局監視等担当部長(放射線対策担当)、環境創造局長、資源循環局長、建築局長、道路局長、港湾局長、消防局長、消防局危機管理室長、水道局長、教育長、その他本部長が必要と認める職員

対策本部会議の開催状況と主な議論

局長会	課長会	開催日	主な議論の内容
第1回 局長会		平成24年 3月29日	●災害廃棄物の受け入れについて
	第1回 課長会	平成24年 4月5日	●河川水の核種分析について ●河川愛護月間における今年度の対応について ●災害廃棄物の受け入れについて ●走行サーベイによる大気中の放射線量測定について ●テレビ神奈川(データ放送)を活用した情報提供について
第2回 局長会		平成24年 4月20日	●放射線対策本部構成について ●雨水利用設備を設けている施設の調査等について ●平成25年度国の制度及び予算に関する提案・要望(災害対策・震災復興)について
第3回 局長会		平成24年 5月9日	●学校給食の冷凍ミカンの取扱いについて(検査方法の検討)
	第2回 課長会	平成24年 5月10日	●親水拠点の安全確認について
第4回 局長会		平成24年 5月18日	●学校給食の冷凍ミカンの取扱いについて(検査結果を踏まえ、取扱いを検討)
第5回 局長会		平成24年 5月21日	●学校給食の冷凍ミカンの取扱いについて(検査結果を踏まえ、6月以降の取扱いについて決定)
第6回 局長会		平成24年 5月23日	●学校給食の冷凍いわしの取扱いについて
第7回 局長会		平成24年 5月30日	●雨水調整池の対応について ●保育園給食の放射性物質検査の開始について

局長会	課長会	開催日	主な議論の内容
第8回 局長会		平成24年 6月5日	●保育所給食を対象とした一食まるごと累積線量調査について
第9回 局長会		平成24年 7月11日	●保育所等における給食食材の放射性物質測定について
第10回 局長会		平成24年 8月3日	●雨水調整池の放射線測定結果について ●道路局の放射線対応について
第11回 局長会		平成24年 9月28日	●雨水利用施設の清掃等について ●放射線対策のこれまでの取組と今後の対応について
第12回 局長会		平成24年 11月30日	●事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等について
第13回 局長会		平成24年 12月13日	●保育園給食の放射性物質検査結果について
第14回 局長会		平成24年 12月14日	●今後の放射線対策について ●(仮称)「横浜市放射線対策記録(平成23・24年版) ～対応の手引き～」の作成について